

著作権法改正に関する要望事項

(経済産業省)

要望事項	ライセンス契約の第三者対抗力の付与
要望の趣旨	ライセンス契約の対象になっている著作権が、ライセンサーから第三者に移転された場合、ライセンシーは権利の取得者に対して第三者対抗要件が無いと、ライセンスの存在を当然には主張することは出来ない。しかし、特に、ビジネスユースにおいてこれが問題となるケースが考えられるため、一定の様式を備えたライセンス契約が存在すれば、ライセンス契約の対象となっている著作権の譲受人に対する対抗力を認める方向での早急な改正を要望する。
改正条項	新設
改正内容	一定の様式を備えたライセンス契約(電子契約等を含む)が存在すれば、当該著作権の譲受人に対する対抗力を認める。
改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>ライセンス契約の対象になっている著作権が、ライセンサーから第三者に移転された場合、ライセンシーは権利の譲受人に対して第三者対抗要件がないと、ライセンスの存在を当然には主張することができない。</p> <p>一般の消費者は、エンドユーザーとして使用を継続できれば良いので比較的問題が表面化しにくいかも知れないが、ビジネスユースにおいては、実務上ライセンシーにとって問題が生じるケースがあると思われる。</p> <p>例えば、次のような事業を行っている場合、著作権の譲渡に伴い、開発や事業の継続が不可能になり、ライセンシーは重大な問題に直面することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (長期間を要する開発プロジェクトに)代替性のないソフトウェアやコンテンツをライセンスを受けて使用している場合。 ② ライセンスを受けて当該ソフトウェア・コンテンツを組み込んだ製品を販売している場合。 ③ ライセンスを受けて当該ソフトウェア・コンテンツを複製して頒布又は公衆に送信している場合。 <p>上述の問題を防止するため、実務上は、当該ライセンス契約にライセンシーの事前の同意のない著作権の処分禁止の規定を設けることもあるが、著作権の財産権としての側面に注目した場合、立法論としては、譲渡性に制限を加えることはライセンサーの投下資本の回収といった観点からは望ましくなく、ライセンシーの地位の保護とライセンサーの利益の保護とが調和されたアプローチが望ましいと考えられる。</p> <p>ライセンサーの倒産においても、管財人等との関係において、譲渡があった場合と同様の問題を生じるものと考えられる。また破産時の対応については法制審議会倒産法部会破産法分科会で議論が行われているが、現在「対抗要件があるもの」については管財人の契約解除権を制限する、という方向で検討されている。よって、著作権については、著作権法の枠内で「対抗要件」を規定する必要がある。</p> <p>また、ライセンス契約でライセンサーによる権利譲渡の際の、ライセンシーの地位をライセンサーに保証させた場合であっても、当該権利譲渡先が倒産すれば、同様の問題が生じると考えられる。</p> <p>更に、倒産しそうになったライセンサーが、当該ライセンス契約の譲渡禁止規定や、ライセンシーの地位保証規定等に違反して、(当座のお金を得るために)</p>

	<p>第三者への権利譲渡を行った後に倒産すると、当該債務不履行による損害は実質的には補填されないという問題が生じると考えられる。</p> <p>なお、米国著作権法においては、第 205 条第 e 項に上記に対応する規定がある。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>上述のような問題を解決するために、一定の様式を備えたライセンス契約が存在すれば、当該ライセンス契約の対象となっている著作権の譲受人に対する対抗力を認める方向での改正が必要である。</p>
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	平成12年度 産業構造審議会情報経済部会 平成13年度 著作権改正要望提出 平成13年度 産業競争力と知的財産を考える研究会
その他 (関係団体の名称等)	(社)経済団体連合会 (社)電子情報技術産業協会 日本知的財産協会

担当者氏名・役職 連絡先	経済産業省経済産業政策局知的財産政策室 調整係長 仲川 廉子 連絡先 3501-3752(直)
-----------------	---